

役員選任選挙 Q & A

役員選任管理会
令和元(2019)年〇月〇日

被選挙人（候補者）に関して

Q：正会員ならだれでも被選挙人になれますか？

A：被選挙人になる場合、下記の 3 条件をすべて満たす必要があります。

- ・ 令和元年 12 月 31 日の時点において、正会員になってから 3 年経過している者。
- ・ 令和元年 12 月 31 日の時点において、令和元年度までの年会費を完納している者。
- ・ 正会員 10 名又は役員 3 名の推薦人の氏名が記載された推薦人名簿を提出した者。

ただし、被選挙人として立候補したものが、他の被選挙人の選任結果に影響を及ぼすような行為をした場合、被選挙人としての資格を役員選任管理会で協議する場合があります。

Q：役員が被選挙人として候補者届を提出することはできますか？

A：提出できます。正会員に平等に与えられた権利です。

提出書類に関して

Q：書類の入れ忘れなど確認できますか？

A：提出書類チェックリストの作成と提出を被選挙人ご自身にお願いしております。提出の前に、記入漏れや封入漏れ等がないか確認をお願いします。なお、チェックリストにも確認したことを明らかにするために、「署名（自署）」をお願いいたします。

Q：提出書類は原本の提出が必要ですか？

A：候補者届および推薦人名簿、「原本」での提出をお願いしております。原本をコピーしたものや、PDF 化して印刷した書類での提出は、認めておりません。

なお、候補者届には必ず「署名（自署）又は記名押印」が必要です。

Q：候補者届と推薦人名簿を別々に郵送しても良いですか？

A：原則すべての書類の同封をお願いしたいのですが、やむを得ない場合もございます。その際、必ず提出した書類に関して提出書類チェックリストにチェックをしてご提出ください。なお、複数の郵送になる場合、チェックリストを各郵送書類に添付し、すでに提出済みの書類にはその旨をチェックリストの通信欄に記載してください。またその際にはすべてのチェックリストに「署名（自署）」が必要です。

推薦人に関して

Q：日本臨床腫瘍薬学会の正会員ならだれでも推薦人になれますか？

A：2019 年度の会費を期日までに納入した本会の正会員なら推薦人になれます。

ただし、役員選任管理会幹事長及び幹事は推薦人になることはできません。

Q：複数の候補者の推薦人になることはできますか？

A：役員を除き、推薦人は複数の候補者の推薦人になることはできません。仮に 1 人の推薦人が複数の候補者を推薦していた場合、該当する候補者は被選挙人として認められません。候補者および推薦人になる方は、立候補もしくは推薦の前に必ずご確認ください。

Q：候補者届を提出したものが、他の候補者の推薦人になることはできますか？

A：特に問題ありません。ただし、役員を除き、推薦人は複数の候補者の推薦人になることはできません。

Q：役員選任管理会幹事は推薦人になることができますか？

A：役員選任管理会幹事長および幹事は推薦人になることはできません。

推薦書に関して

Q：推薦人の名前は PC 入力で良いですか？

A：「署名（自署）又は記名押印」となっております。自署でない場合は必ず推薦人に押印いただき、原本をご提出ください。

Q：推薦人名簿は必ず 1 枚で提出しなければなりませんか？

A：推薦人が遠方の場合や期限の問題などでやむを得ない場合、推薦人 1 人に対して推薦人名簿を 1 枚ずつ作成しても問題はありません。ただし、期限に間に合わないからと、「署名（自署）又は記名押印」して頂いた推薦書を E-mail で PDF として受け取り、それを印刷して提出することは認めておりません。必ず原本をご提出ください。

会費に関して

Q：会費の納入状況はどこで確認できますか？

A：JASPO のホームページにアクセスし、ご自身の ID でログインしていただきますと、右上の会員番号_苗字の右にある  をクリックしていただければ年会費の納入状況を確認していただけます。

令和元年 12 月 31 日までに令和元年度の年会費を納入していただけない場合、被選挙人および推薦人となる条件を満たしませんので、立候補もしくは推薦の前に必ずご確認ください。